

全国一斉「アスベスト（石綿）被害」無料電話相談 —労災認定、住民被害急増、労災認定事業場再公開を受けて—

担当事務局 横浜市鶴見区豊岡町20-9サンコーポ豊岡505
(社)神奈川労災職業病センター 川本
電話045-573-4289 F A X 045-575-1948
Eメール kawahiro@jca.apc.org

3月29日（土）－30日（日） 午後1時から6時

フリーダイヤル 0120－631202
0120－002385

全国労働安全衛生センター連絡会議は、全造船機械労働組合と共同で、上記日程で日本全国どこからでも無料のフリーダイヤルで、労災職業病相談を中心に石綿被害の相談に応じるホットラインを開設します。同センターは、いわゆるクボタショックの後、2005年12月に「アスベスト被害ホットライン」を実施し、492件の相談を受けました。2006年3月の石綿健康被害救済法施行時に併せて実施した「石綿健康被害ホットライン」でも、全国で805件もの相談が寄せられました。また全造船機械労組は、07年7月にホットラインを開設し、213件もの相談が寄せられました。

たしかに厚生労働省の統計でも、この間の労災認定件数は激増しました。しかしながら、アスベスト関連疾患であるにもかかわらず、労災認定されない、あるいはばく露状況がはっきりしないために、労災認定も環境ばく露による救済もされていない事例が多数に上っています。その原因のひとつが、アスベスト労災認定事業場を厚生労働省が公表していないことでした。わたしたちは再三再四公開を求めてきましたが、ようやくこのたび公開にこぎつけることができました。

その事業場で働いたことのある労働者はもちろんのこと、周辺住民も含めた被害者救済や健康管理が必要です。そのためには、本当の被害実態が明らかになることが重要です。これまでに被害が明らかになった地域、職場は、被害者らがまとまって声を上げたことが出発点になっています。

なお、ホットラインの2日間は、その場に待機したスタッフが対応しますが、それ以降も、フリーダイヤルは常設化されており、各地のセンターなどが分担して、相談を受けております。

1. 新たに労災時効となってしまった被害者の相談を受け付けます

石綿新法による労災時効の救済は、対象が2年前の法施行の時点ですでに時効が成立していた（＝2001年3月26日以前に死亡した）事例に限定されました。そのため、法施行後のこれまでの2年間に時効になってしまった被害者は、正当な労災補償が受けられず、石綿新法による時効救済も受けられません。これらは、労災以外の被害者としての救済給付しか道が残されておらず、きわめて不当な取扱といわなければなりません。こうした、石綿被害者でありながら、法制度の欠陥の被害を受けている「二重の被害者」の声を集め、労災保険の時効そのものの撤廃につなげていきたいと考えます。

2. 時効救済の期限も迫る

アスベスト関連疾患について、法施行前労災時効となってしまった被害者の救済規定の期限は、来年の3月26日までです。今回の労災認定事業場情報の公表が2年間行われなかったために労災申請の機会を失ってしまった被害者もいるとみられます。したがって、時効救済の起源はさらに延長されるか、あるいは、まだ

まだアスベストばく露が十分認識されていない特殊性を鑑みれば、アスベスト関連疾患については、そもそも、当面の間時効の適用を止めるべきなのです。前項で指摘したように、既にアスベスト新法施行後に時効を迎えてしまった被災者で、時効を適用されて、労災請求をあきらめざるを得ないケースが出ています。

3. アスベスト新法でも救済の遅れ

職場でのばく露がはっきりしない人で、主治医に中皮腫と診断されて申請したにも関わらず、環境省がさらなる医学的データを求めるために、救済されないまま亡くなられる方が続出しています。確かに確定診断は難しいようですが、いわば専門家のこれまでの怠慢や不充分性が、患者や家族に押し付けられてはたまりません。政府はただちに救済すべきです。また、治療中はもちろんのこと、亡くなった後でも、初診にさかのぼって救済されるようにすべきです。本人も家族も治療で精一杯で、なかなか申請手続きをしている余裕はありません。

4. 石綿肺がんはほとんど救済されていない

アスベストが社会問題化して、中皮腫という病気が非常に有名になりました。しかしながら、実は中皮腫が1件あれば、その2倍の石綿肺がんが発生することは、国際的にも専門家の共通認識なのですが、あまり知られていません。日本の肺がんの労災認定数は、逆に中皮腫の2分の1以下です。たしかに肺がんはいろいろな理由で発症するとされていますが、あまりにも労災認定件数が少な過ぎます。認定基準が厳しすぎることもあるのですが、そもそも請求件数が極めて少ないのです。アスベストばく露作業や被害実態が明らかになっていないために、遺族はもちろんのこと、ご本人がアスベストにばく露した認識のないことが少なくありません。医師がすぐにタバコのせいだと決め付けて、職歴などを十分に聴取していないことも原因のひとつです。

5. 企業、国はアスベスト被害の責任をとれ

石綿製品製造会社、造船所などの使用メーカーが、労災被害者については、企業内上積み補償の制度化を進めつつあります。しかし、現場を転々とした下請け労働者は、請求する企業が存在しないような例も少なくありません。国は自らの責任をあいまいにしたままです。

そして、アスベスト公害事業場の周辺住民被害については、クボタやエーアンドエーマテリアル（旧朝日石綿）の一部事業場のみが、対応しているだけです。ニチアスなどは、一貫してお金で口を封じるような態度を繰り返しています。企業や国はきちんとした賠償を行なうべきです。

6. 健康管理対策はまだまだこれから

健康管理についても、不十分極まりない状況です。国の健康管理手帳も交付するだけで、十分な説明がないという声が多数寄せられています。ひどい指定医療機関では「こんなのは大したことがない。もう来なくてもよい」などと不機嫌そうに告げるぐらいです。大企業の退職者の石綿健康診断もやりっぱなしのものが多く、十分な説明がありません。

7. アスベスト被害根絶にむけて

相談を受けるのは、各地域センターや労働組合の経験豊かなスタッフです。必要に応じてアスベスト被害に詳しい医師や弁護士、労働組合も紹介します。また、ホットラインの結果と、日常的な相談活動の結果を元に、厚生労働省などとの交渉も毎年実施しています。

全国労働安全衛生センター連絡会議 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
電話03-3636-3882 F A X 03-3636-3881 メールjoshrc@jca.apc.org
※27-31日事務局長海外出張のため、045-573-4289 川本浩之にご連絡下さい。

全造船機械労働組合 東京都千代田区三崎町2-9-12 弥栄ビル4階
電話03-3265-1921 F A X 03-3265-1870

※事業場名公表の経過については、<http://www.joshrc.org/~open/files2/20080115-001.pdf> も参照してください。